

第7号議案

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正について

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
等の一部を改正する条例

(東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正)

第1条 東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例(平成7年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号ア中「(ち)項第2号及び第3号」を「(り)項第2号及び
第3号」に、同号オ中「(り)項第3号」を「(ぬ)項第3号」に改める。

(蒲郡市特別用途地区建築条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特別用途地区建築条例(平成12年蒲郡市条例第29号)の一部を
次のように改正する。

別表第2中「第130条の9の4」を「第130条の9の6」に改める。

別表第3中「(ぬ)項第1号(2)及び(11)又は(12)」を「(る)項第1
号(2)及び(11)又は(12)」に改める。

(東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正)

第3条 東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例(平成14年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に、「第130条の9
の5第2号ロ」を「第130条の9の7第2号ロ」に改める。

(東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正)

第4条 東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例(平成20年蒲郡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(り)項第3号(8の3)、(13)若しくは(13の2)」を
「(ぬ)項第3号(8の3)、(13)若しくは(13の2)」に、「(ぬ)項第1号」
を「(る)項第1号」に改め、同条第2号中「(ぬ)項第2号」を「(る)項第2号」
に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。